

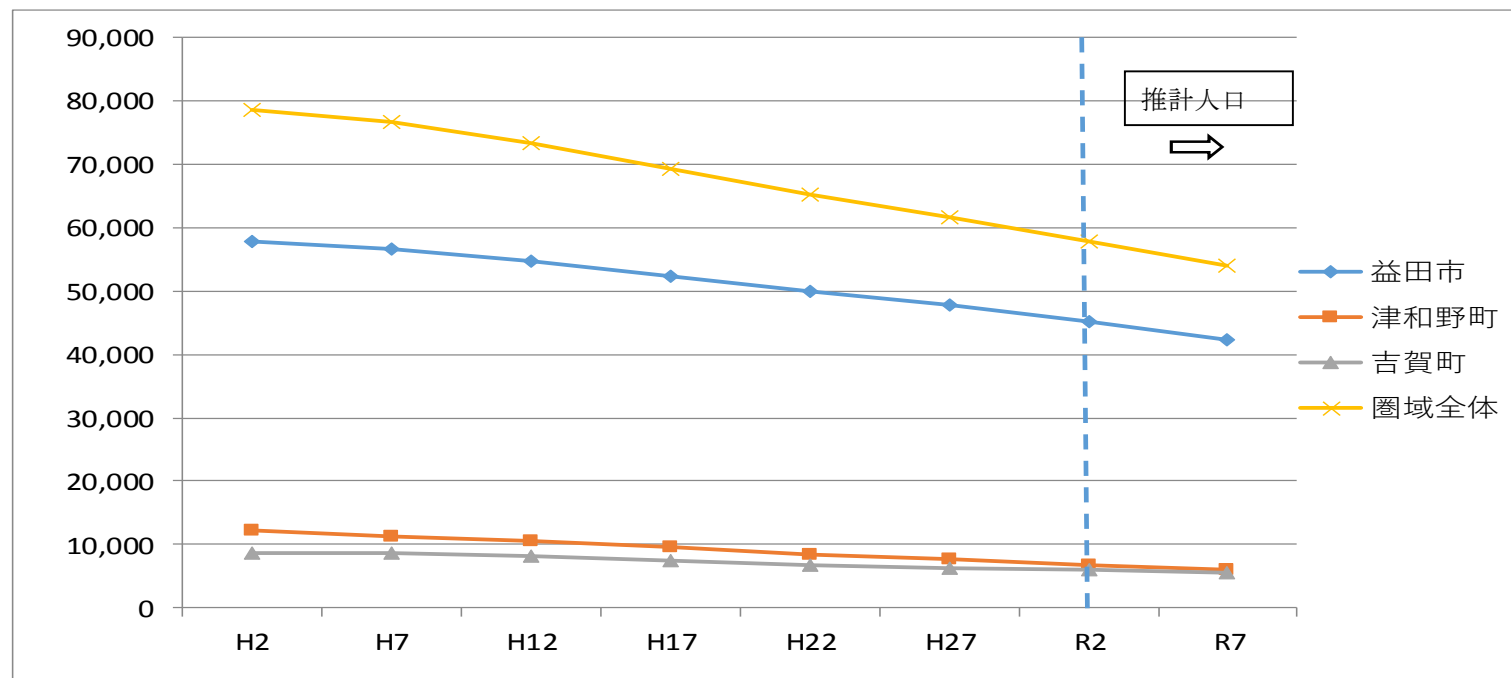
益田圏域定住自立圏の取組

令和3年
益田市政策企画局政策企画課

広域行政の沿革

- ▶ 市町村の行政事務が広域多岐にわたり複雑化する中、行政事務の能率化と経費の効率的な執行を図るため、隣接する複数市町村による事務の共同処理の必要性が高まり、昭和40年11月11日、「益田美鹿地区広域行政推進協議会」結成。
- ▶ 地域の共通課題として、建設・教育・保健衛生・商工業・観光・消防行政について取り組む。
- ▶ 昭和45年10月31日、「益田地区広域市町村圏事務組合」設立。(地方自治法の定める一部事務組合。この設立によって従来の広域行政推進協議会解散)
- ▶ 益田市・美濃郡・鹿足郡の1市5町1村(益田市・美都町・匹見町・津和野町・日原町・六日市町・柿木村)で構成。ふるさと市町村圏計画の策定、常備消防、税額計算及び納税通知書発行などの事務を共同処理。
- ▶ 平成11年6月1日から介護保険法に基づく介護認定審査会に関する事務、平成14年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理。

圏域人口の推移



単位：人

団体名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
益田市	57,706	56,596	54,622	52,368	50,015	47,718	45,039	42,382
津和野町	12,131	11,389	10,628	9,515	8,427	7,653	6,879	6,091
吉賀町	8,725	8,600	8,179	7,362	6,810	6,374	6,079	5,485
圏域合計	78,562	76,585	73,429	69,245	65,252	61,745	57,880	53,958

(資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(H30.3推計))
 ※令和2年の人口は、国勢調査速報値(R3.6時点)

「定住自立圏構想」の制度概要 (資料:総務省ホームページ)

「定住自立圏構想」の推進

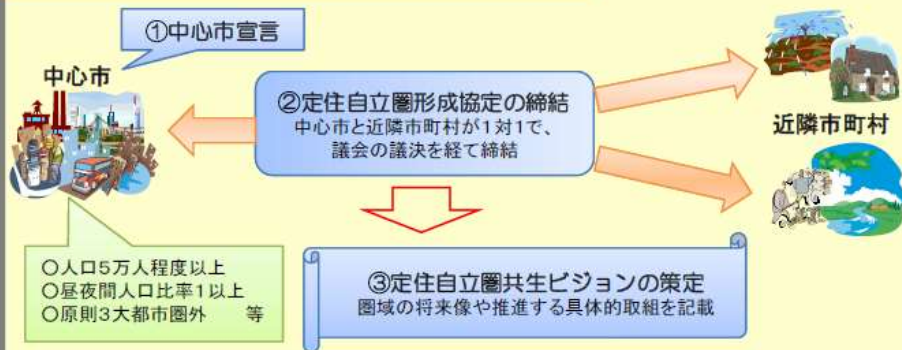
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

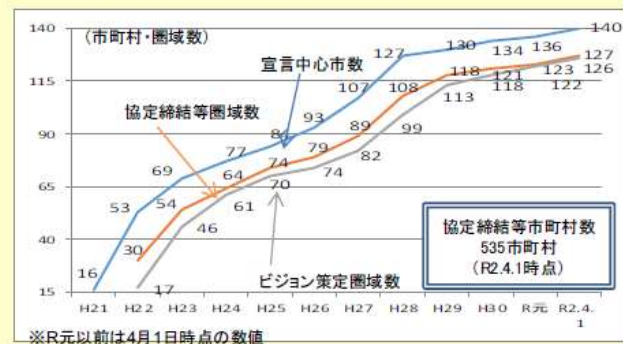
- ①生活機能の強化 (休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等)
- ②結びつきやネットワークの強化 (デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)
- ③圏域マネジメント能力の強化 (合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R2.4.1現在 127圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

益田圏域定住自立圏におけるこれまでの取組

- ▶ 平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知「定住自立圏構想推進要綱について」による通知以降、益田市及び津和野町、吉賀町の間で、定住自立圏構想の推進について協議。
- ▶ 連携し推進することを確認した上で、平成22年3月26日、益田市において『中心市宣言』を行う。
- ▶ 以降、圏域における課題や社会情勢を踏まえた連携項目となるよう協議を重ねる。
- ▶ 定住自立圏形成協定は地方自治法第96条第2項に基づき、議会の議決を経なければならないとされていることから、それぞれの平成23年3月議会において「議会の議決すべき事件を定める条例」を制定。
- ▶ 1市2町の間で連携すべき項目の合意が図られたことにより、それぞれの平成24年6月議会において形成協定締結に関する議案を提案、各議会の議決を経て、同年7月3日、益田圏域定住自立圏の形成に関する協定書の締結に至る。

益田圏域定住自立圏形成協定連携項目

政策分野	協定分野	協定事項
1 生活機能の強化	(1) 医療	①医療体制の維持・充実
		②地域医療を守る体制の確立
		③医療連携の強化

- ▶ 益田圏域において定住自立圏形成協定を締結するにあたり、この圏域を住みよい魅力あふれる圏域とするためには、この圏域住民最大の不安要素である医療対策の充実が重要であると考え、医療対策を連携して取り組むことを連携項目に盛り込む。

益田圏域定住自立圏形成協定連携項目

政策分野	協定分野	協定事項
1 生活機能の強化	(2) 産業振興	①高津川流域製品のブランド化
		②流域産材の利用促進
		③観光の振興
		④新・省エネルギーの導入促進
	(3) その他	①地域防災力の向上

- ▶ 平成23年12月に指定となった、地域活性化総合特区「森里海(もりさとうみ)連環 高津川流域ふるさと構想」に基づく、事業推進を確実に図るため、この形成協定においても関連する事業を連携項目に盛り込む。
- ▶ 平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、地域防災力の向上が非常に重要な課題であることから、各市町個々の防災力の向上はもとより、災害時の相互応援体制の確立など圏域全体の防災力の向上を図るよう連携項目に盛り込む。

益田圏域定住自立圏形成協定連携項目

政策分野	協定分野	協定事項
2 結びつきやネットワークの強化	(1) 地域公共交通	①地域公共交通ネットワークの維持
	(2) 交通インフラの整備	②高規格道路等の整備促進
	(3) 交流・移住促進	③体験型観光・滞在型交流の推進
3 圏域マネジメント能力の強化	(1) 人材の育成	①地域の担い手育成・確保
	(2) 市町の人材交流	②職員の交流

- ▶ 各市町を結ぶネットワークの強化や圏域マネジメント能力の強化など圏域の活性化に必要な項目について盛り込む。

益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

「益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例」

- ▶ 設置：益田圏域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたり、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏共生ビジョン懇談会を地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として設置。
- ▶ 組織：懇談会は委員20人以内をもって組織し、形成協定に掲げられた政策分野の関係者、見識を有する者のうちから、市長が委嘱。
- ▶ 任期：委員の任期は2年。(再任可)
- ▶ 懇談会委員構成(令和3年4月現在)
 - 医療分野 6名
 - 産業振興・流域産品・流域産材分野 3名
 - 地域防災力分野 1名
 - 地域公共交通分野 2名
 - 観光・交流・移住・新省エネルギー分野 2名 計14名



益田圏域定住自立圏共生ビジョン

形成協定に定める連携項目に関して具体的な推進を図るため、『益田圏域定住自立圏共生ビジョン』を平成24年11月に作成。

定められる項目

①定住自立圏の将来像

圏域の現況、課題を踏まえた上での、圏域全体の将来像。

②定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、形成協定に定めた事項に基づき推進する具体的な取組。取組の具体的内容や実施スケジュールに加え、予算措置を伴うものについては、総事業費や各年度の事業費の見込みも含め記載。

③共生ビジョンの期間

第1次:平成24年度から平成28年度までの5年間。

第2次:平成29年度から令和3年度までの5年間。

益田圏域定住自立圏共生ビジョン作成経過

▶ 平成24年

- 9月～11月 益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を3回開催(定住自立圏構想、スケジュール、共生ビジョン案の検討)
パブリックコメントの実施

11月30日 益田圏域定住自立圏共生ビジョン策定・公表

- ▶ 平成26年2月 平成25年度益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会開催(各取組内容における事業費について実績額及び見込額により修正、観光の振興に関する具体的な取組として、「萩・石見空港の利用促進」を追加。)

2月28日 益田圏域定住自立圏共生ビジョン変更・公表

▶ 平成29年

- 8月～12月 益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を2回開催(共生ビジョンの改訂案の検討)
パブリックコメントの実施

12月5日 第2次益田圏域定住自立圏共生ビジョン策定・公表

第2次益田圏域定住自立圏共生ビジョンにおける主な改訂内容

- ▶ 第1章・第2章について、圏域の最新の状況を踏まえた記述に改めた。
- ▶ 第3章・第4章について、平成29年度から令和3年度までの期間に予定されている事業内容へ改めた。
- ▶ 特に第4章では、成果指標(KPI)を設定した。毎年、懇談会の場で、目標に対してどの程度達成できたかの検証を行っている。